



平成31年4月10日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>富士宮市果実酒リキュール特区の認定について</p>	<p>(担当)</p> <p>産業振興部農業政策課 食のまち推進室</p> <p>担当氏名 倉田 佑介</p> <p>電話 0544-22-1691</p> <p>内線 2442</p>
<p>セールスポイント</p>	<p>富士宮市が国から果実酒リキュール特区の認定を受けました</p>
<p>(内容)</p> <p>富士宮市が計画した「富士宮市果実酒リキュール特区」が平成31年3月20日付けで国の認定を受けました。この特区認定により、富士宮市が特産物として指定された農産物（梅、ブルーベリー、ゆず、いちじく、柿、キウイフルーツ、ブドウ）を原料とした果実酒またはリキュールの製造において、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となります。</p> <p>すでに、富士山北山ワイン（株式会社 如水 代表取締役 石川弘幸さん）がこの特区制度を活用し、富士宮市北山でワイナリーの建設を計画しております。</p> <p>この特区制度により、地域の新しい特産品が生まれるだけでなく、担い手への農地の集約化や荒廃農地の発生を抑制することが見込まれます。</p> <p>なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされます。本市は、無免許製造を防止するために、今後、制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた事業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行います。</p> <p>(添付資料)</p> <p>認定書コピー</p>	